

「男女共同参画パネル」等の貸出要領

埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「With You さいたま」という。）所有の展示パネルを貸出にあたっての貸出手続き等については以下のとおり定める。

1 パネルの種類

- (1) 「男女共同参画パネル」
- (2) 「ドメスティック・バイオレンス」
- (3) 「男女共同参画社会基本法」
- (4) 「埼玉県男女共同参画推進条例」
- (5) 「お母さんが語る『女子差別撤廃条約』」
- (6) 「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」
- (7) 「統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま」
- (8) 「日本女性はどうか生きてきた？」
- (9) 「障害と女性」
- (10) 「つ・ぶ・や・き」
- (11) 「災害と男女共同参画」
- (12) 「南極 DAYS ―日本人初の女性越冬体験記 ―」
- (13) 「知っていますか？デートDV」
- (14) 「男性を取り巻く環境」
- (15) 「荻野吟子の生涯」
- (16) 「デートDV防止啓発ポスター」
- (17) 「スポーツと女性」
- (18) 「“わたし”の防災対策」
- (19) 「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」
- (20) 「わたしたちの声をもっと社会へ」
- (21) 「Women 現代の吟子たちに聞く」
- (22) 「セクシュアルハラスメントのない社会へ」
- (23) 「わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない」
- (24) 「多様な性知っていますか？」

2 貸出対象

埼玉県、県内市町村、県内の女性関連施設及び男女共同参画社会の推進に向け活動している団体など。

3 貸出目的

男女共同参画社会の推進に向けた啓発事業などに利用する事を目的とする。

4 貸出期間

搬出入に必要な期間も含み2週間以内とする。特に必要があると認められる場合は4週間まで延長できるものとする。利用希望が多い期間(男女共同参画週間)は、With You さいたまにおいて調整する。

5 貸出料金

男女共同参画社会の実現に向けた普及、啓発に資するものであるため、貸出料金は無料とする。

6 申請書などの提出について

- ① 利用を希望する場合は、あらかじめ電話などで利用状況を確認し、申請書(様式第1号)を提出する。
- ② 申請書が提出され、貸出を認める場合はWith You さいたまから貸出決定通知を送付する。
- ③ 申請書中の「利用目的」欄には、パネル展示の目的、主な対象者を記入し、イベントのチラシがある場合は一緒に添付すること。
- ④ 申請書中の「搬出入方法」欄には、パネルを直接With You さいたまに取りに来るか、宅配便または、郵送による配送にするかを記入すること。

7 予約期間：利用月の3ヶ月前から予約開始

8 注意事項

- ① 搬出入に必要な経費(送料)などは、利用する団体が負担するものとする。
- ② 貸出中にパネル、額を汚損した場合(搬送中を含む)は、その回復に要した実費を利用者側が負担すること。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。